省　令

○文部科学省令第二十九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月十一日

文部科学大臣　下村　博文

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

9　平成二十六年度の私立の大学の収容定員（医学又は歯学に関する学部の学科に係るものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条に定めるもののほか、平成二十五年十一月十一日から同月十五日までの間に文部科学大臣に申請することができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。